

千葉県電機特定最低賃金審議に関する意見書

1. 特定（産業別）最低賃金について

特定最低賃金は、千葉県内のすべての労働者に適用されるセーフティーネットである地域別最低賃金とは異なり、年齢（18 歳未満、65 歳以上は除外）や業務（主として軽易な業務に従事する者や技能習得中の者を除く）を特定した、当該産業の「基幹的労働者」の最低賃金である。

従って、**地域別最低賃金より相対的に高い水準の確保が不可欠**である。

2. 特定（産業別）最低賃金の役割と重要性について

特定最低賃金は、正規雇用労働者と非正規雇用で働く労働者の間の不合理な待遇差の解消に向け、その役割がますます重要になっている。同一企業・団体におけるいわゆる正規雇用労働者と非正規雇用で働く労働者の間の不合理な待遇差の解消をめざし、パートタイム・有期雇用労働法（大企業：2020 年 4 月 1 日、中小企業：2021 年 4 月 1 日）、労働者派遣法（2020 年 4 月 1 日）が改正・施行されている。同一価値労働同一賃金の観点から賃金格差是正を図るため、**特定最低賃金の水準を企業内最低賃金協定の水準に引き上げる**ことにより、**産業全体の賃金の底上げ**を図ることができる。

3. 金額改正の必要性について

電機産業は日本における主要産業であり、雇用者数のみならず生産額、出荷額などにおいても他産業と比較して極めてウエイトが高く、各地域経済における重要な役割を担っている。電機産業は高品質なものづくり技術や情報産業技術などの強みを活かし、社会のデジタル化・脱炭素化実現への貢献や、少子高齢化が加速し人材不足が深刻化する中、DXやAIなどの新しい技術を活用したサービスの効率的な提供が求められるなど、産業としてのさらなる発展も期待されている。産業の魅力を高め、優秀な人材の確保・定着を図る観点からも、**法定電機最低賃金を産業にふさわしい水準に引き上げていくことが重要**である。

4. 適切な水準改善の必要性について

電機連合各加盟組合は、2025 年闘争において、**企業内最低賃金である「産業別最低賃金」の引き上げ要求**を行い、**200,000 円以上**となった。この水準の**時間あたり換算額は約 1,293 円（※）**である。

千葉県内の電機産業で働くすべての労働者の生活環境を改善すべく、また千葉県の電機特定最賃金の入口賃金として相応しい水準となるよう、隣県格差の縮小なども踏まえ慎重な水準審議をお願いする。

（※）〔算定根拠〕 200,000 円×1÷154.56 時間×2＝1,293.99 円

＊1 中崗組合（12 組合）の産別最賃（18 歳見合い）の最頻値（2025 年闘争結果）

＊2 中崗組合の月間所定労働時間の平均値（2025 年度）

以 上